

建議事項（平成 22 年 12 月 17 日）	実施状況報告（平成 23 年 6 月 30 日）	ヒアリング項目
<p>（建議事項）</p> <p>厚生労働省は、老人福祉法第 29 条第 6 項の規定に違反して、前払金の保全措置を講じていない事業者が相当数存在している状況を踏まえ、保全措置義務の実効性を確保する観点から、直罰規定の導入など所要の措置を講ずるとともに、併せて都道府県に対し適正かつ効果的な指導等を行うことを要請すること</p>	<p>（厚生労働省の実施状況）</p> <p>現行の老人福祉法の規定では、前払金の保全措置を講じていない場合、都道府県による改善命令が行われ、その改善命令に違反した場合は、罰則の対象としているところであるが、現在まで前払金の保全措置を講じていないことを理由として改善命令が行われた事例は 1 件もないところである。</p> <p>こうした状況を踏まえ、まずは都道府県等による行政指導をより実効的なものとする必要があるため、本年 1 月に、前払金の保全措置を遵守していない等の事業者に対して、悪質な場合は改善命令を視野に入れた上で指導監督を徹底していただくよう、各都道府県に対し要請を行ったところである。</p> <p>また、老人福祉法の改正に併せて厚生労働省令を改正し、届出事項に「一時金の保全措置を証する書類」を追加することにより、届出や報告徴収の際に、都道府県等が入念に確認するよう要請することなど、前払金の保全措置の更なる徹底を図り、都道府県等による指導監督が適切になされるよう努めていく考えである。</p>	<p>各都道府県に対する要請文をお示しの上、要請のポイント、要請後の改善命令の実績等について、説明願います。</p> <p>厚生労働省令の改正のスケジュール感等について、説明願います。</p>
<p>（建議事項）</p> <p>厚生労働省は、指導指針等の規定が徹底されていない事業者が少なからず存在している状況に加え、前払金の返還に関する消費者苦情が絶えないことも踏まえ、以下の観点から消費者苦情を解決するための対策を検討し、改善の措置を講ずること</p> <p>(1) 指導指針では、前払金の償却年数は平均余命を勘案し決められていることと規定されているが、入居時の年齢や要介護の程度等に関係なく一定に決められている例が相当数みられることから、償却年数が入居後の平均余命等を踏まえた相応のものとなるよう一定のひな型を設けるなどにより、当該規定の実効性を確保すること</p> <p>(2) 老人福祉法第 29 条第 6 項では、前払金の算定基礎を書面で明示することが義務づけられているが、指導指針において定める内容が明確性を欠くこと等もあって、事業者側が返還時に受領することができる利用料等を明示していない例、具体的な記載になっていない例、保全措置に関する記載が確認できない例が多数みられることから、都道府県に対し指導の徹底を要請するとともに、指導指針又は施行規則で記載すべき事項等を明確に規定するなど所要の措置を講ずること</p>	<p>（厚生労働省の実施状況）</p> <p>(1)及び(2)について</p> <p>前払金の償却年数等の算定基礎については、都道府県等が確認を行い適切に指導するための参考として、標準指導指針等の改正により、平均居住年数等を勘案した前払金の設定方法や償却方法等について提示させていただくこととしている。</p> <p>御指摘の返還時に受領することができる利用料等については、前述のとおり、厚生労働省令の改正により、受領した家賃等の総額から、入居日から契約解除又は入居者の死亡による契約終了の日までの日数分の家賃等の額を除いた額と規定することとしている。</p> <p>また、書面での明示が具体的な記載になっていない例については、前述のとおり、標準指導指針等の改正により前払金の設定方法や償却方法を提示させていただくことにしたいと考えている。</p> <p>また、保全措置に関する記載については、老人福祉法第 29 条第 1 項における届出の事項について厚生労働省令の改正により「一時金の保全を証する書類」を位置づけ、都道府県等に確認していただくこととしており、事業者が利用者に書面の明示を行うよう適切な指導をしていただきたいと考えている。</p> <p>これらにより老人福祉法の実効性を確保し都道府県等に対し指導の徹底を要請してまいりたい。</p>	<p>前払金の設定方法や償却方法等の提示の具体的なイメージができていますのであれば、ご提示の上、説明願います。</p>

建議事項（平成 22 年 12 月 17 日）

実施状況報告（平成 23 年 6 月 30 日）

ヒアリング項目

（前ページより続く）

（建議事項）

厚生労働省は、指導指針等の規定が徹底されていない事業者が少なからず存在している状況に加え、前払金の返還に関する消費者苦情が絶えないことも踏まえ、以下の観点から消費者苦情を解決するための対策を検討し、改善の措置を講ずること

(3) 消費者が有料老人ホームとの入居契約を行う前に、自らの健康状態や財産等を踏まえて、有料老人ホーム以外の施設とも比較して入居施設を選択するために必要な情報を入手したり、個別に相談を行ったりすることができるように公的な仕組みを整備(既存の公的機関の活用も含む。)すること

（厚生労働省の実施状況）

(3)について

改正後の高齢者住まい法において、登録基準を満たし都道府県から登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（以下「登録事業者」という。）については、バリアフリーに係る基準・状況把握サービス及び生活相談サービスに係る基準・入居時の前払金に係る基準等が都道府県ごとに登録簿に記載され一般の閲覧に供されることとしているほか、登録事業者自ら登録事項を公示することとしており、高齢者が入居施設を選択するために必要な情報を入手する手段として御活用いただきたいと考えている。

また、サービス付き高齢者向け住宅の基準に該当しない有料老人ホームに対しては前述のとおり、厚生労働省令や標準指導指針等を改正し、一層の指導監督を都道府県等に要請してまいりたいと考えており、入居施設を選択する高齢者に対して、どのような内容・方法で情報提供をすることが適切であるかについて、地方公共団体の御意見も伺いながら検討してまいりたい。

入居施設選択にあたっての情報や相談の仕組みの整備の中でも、ケアマネージャーなど福祉関係者の適切な指導助言は重要である。この点各自治体でより相談体制を充実させるための工夫が考えられないか。